院政期における中央軍制について

問題の所在と「中央軍」の意味

察である。 的統一権力と認めた上で、その中央軍的機能に視点を置いた考 前提ともいうべき院政時代に限定し、院政権を一応の集権国家 央軍事力の問題であるが、それも、いわゆる中世国家の成立の 権力がもつべき抑圧=暴力機構としての軍制のうち、とくに中 この小論で取扱いたいのは、統一的国家において、 その政治

いわゆる院政と呼ばれる政治形態のもとにあって、 日本の国 また平氏政権による武断的専制政治、さらに鎌倉政権におけ

何なる時点でその中央軍体制が確立しているか、これらの疑問 降、その中央軍制と称すべきものが存在したか否か、また存在 したならばそれは如何なる形態で存在し得たのか、さらに、如 点が問題となる。 すなわち 院政が はじまった 十一世紀中期以 安 田 元

に対する解答を導き出したいと思うのである。

的国家体制が、院政期の軍事体制の中で、如何なる形態で準備 る「兵馬の権」の掌握者による武家政治、これらは巨視的に見 れば一つの軍事的国家=軍政権と規定し得るが、これらの軍事

されていたか、という点も重要であろう。 して捉えるか、それが古代的統一国家の一変形であるのか、ま すなわち院政期の国家形態あるいは政治権力を如何なるものと で、そこに存在した国家権力の性格規定の問題とも関連する。 しかもこれらの問題は、院政という貴族政治の一形態のもと

たは初期的な封建体制への移行形態であるのか、はたまた、こ

にあって、どのような性格を持ち得たのであろうか、という諸 されたか、またさらにその中央軍制は、国家権力の発展の過程

き中央軍事力は如何なるものであり、その軍事力は如何に構成 なるが、その場合に、とくに国家権力の最重要な基礎となるべ **冢権力が如何なる軍事機構をもったかが、問題提起の出発点と**

1

か、などの疑問の解決に至るところの一道程とも考えられるの族階級による中央集権的統一国家の完成を見るべき で は な いの時代にこそ、日本における全国的かつ徹底的な統一国家、貴

そしてこの小論もまた、この問題を中央軍的機能に限って、一軍制一般についての総括的定説を生み出すには至っていない。所を提示されて以来、今日まで多くの研究が発表されてきたの角を提示されて以来、今日まで多くの研究が発表されてきたの国家軍制の問題については、かつて戸田芳実氏が新しい研究視国家軍制の問題については、かつて戸田芳実氏が新しい研究視

軍の意味を明確にして置かねばならない。この場合、私はまずそれでは、私がここに言う中央軍制とは何か。いわゆる中央きたい。

る際に、中央軍制のみならず、地方軍制の問題もまた重要であつの試論を提出するにすぎないのである。なお軍事制度を考え

の中央における軍事制度には、これを大別すると、①政治権力すなわち中央の首都に常置されるのが中央軍に他ならない。こう。そしてこの軍事力の中で、支配権力者が所在する枢要の地、軍事制度と警察・検察制度とを一応分離して考えたい。勿論、軍事制度と警察・検察制度とを一応分離して考えたい。勿論、軍の意味を明確にして置かねばならない。この場合、私はまず軍の意味を明確にして置かねばならない。この場合、私はまず

その機能に即して分類したものであるから、実際には一つの武し、時としては首都の直接的防衛に任する警察車を、力に対して防禦すべき軍事力、すなわち狭義の中央軍とが存在方に対しては首都の直接的防衛に任する警察軍あるいは首都務とするところの親衛軍と、②首都における治安維持を職能と

あるいは中央政府の構成員集団を直接に守護することを任

い。そして③の中央軍とは、若し地方に叛乱が生起した場合、は、上述の警察制度と密接につながっていた事実も否定し得なの場合、①及び②はほとんど区別し難く、しかもこの軍事制度の場合。日本の古代国家、とくに律令体制下における中央軍事力

力集団あるいは武力保持者が二つ以上の役割を果す場合もあり

踏まえた上で考察したいと思うのである。が存在したか否かを、それに先行する時代の軍制の存在形態を鳥羽院政の時代すなわち前期院政期に、かかる意味での中央軍

のも、この機能をもつ武力集団に他ならない。更にいえば白河・意味での中央軍であろうし、ここに考察の対象とせんとするもこれを鎮圧すべく遠征に任ずるものであって、これこそが真の

の所在を明らかにした上で具体的内容に入らねばならない。自体にも疑問の余地が残る。そこで、あらかじめ次の如く問題とき、そこには種々の問題があり、この区分を前提とすること

しかし、この軍制上における区分を、より具体的に追求する

が、これは首都警察の制にほかならないであろう。

て考察する必要もあるであろう。

て考察する必要もあるであろう。

い、中世期における近隣諸国、例えば高麗などの場合と比較しり、如何に区別すべきかの問題がある。これは日本ばかりでなり、如何に区別すべき存在と、この中央軍とは、どこに相異があた。とり、中世期における近隣諸として、統一国家における軍制は必ず中まず第一に、一般論として、統一国家における軍制は必ず中まず第一に、一般論として、統一国家における軍制は必ず中まず第一に、一般論として、統一国家における軍制は必ず中

あったかという点が必ずしも明らかではない。十分であろうか。とくに古代末期の日本で、その実情はどうで衛軍をもつであろうが、統一国家の支配者として、それのみで第二に政治権力者が国家の統一の上に君臨するとき、必ず親

第三に、若し中央軍・地方軍の体制が統一国家に必要なもの

る。そして検非違使の制も充分にその機能をもち続けていたて来ている。しかしこの衛府の制は本質的には親衛軍の制であろうか。律令体制下の衛府の制は、変貌を示しながらも存続しと判断されるとき、それははたして統一国家の名に値するであであるならば、古代末期の日本にその体制が整備されていないであるならば、古代末期の日本にその体制が整備されていない

軍、すなわち公的な武力集団で常時は都にいながら、集団としてといなければならないが、そうした機能をもつ中央ここでいう中央軍とは少くとも地方の反乱鎮圧への出動を一つ日本の支配権力が如何なる形態でこれを保持したであろうか。院政期の第四に、それならば中央軍とは一体何であろうか。院政期の

による武器の管理も弛緩したものと思われる。

機能を有する中央軍的存在が認められるであろうか。存在したか。たとえ恒常的に設置されたものでなくとも、そのて地方の反乱鎮圧に出動するといった形態の軍事力が院政期に

以上の如き問題を提示しつつ、次に具体的な考察に入りたい

十世紀における中央軍事力

と思う。

力が弱まったことを意味するであろう。なお十世紀以後、国家力が弱まったことを意味するであろう。なお十世紀以後、国家が取り入り、軍事力の編成を国司に委ねるに 至った こに他ならない。そしてこれに代って延暦十一年に成立した健児に他ならない。そしてこれに代って延暦十一年に成立した健児に他ならない。そしてこれに代って延暦十一年に成立した健児にはじめの段階では、国家が自らの手で人民を直接に軍事的にたが、この制もやがて消滅する。こうして九世紀後半から十世紀はじめの段階では、国家が自らの手で人民を直接に軍事的にたが、この制もやがて消滅する。この軍団制の消滅は、中央政制は、要するに農民皆兵制を選抜制に移行せしめたものであったが、この制ちやが、軍事力の編成を国司に委ねるに 至ったこと、すでに諸説の一致するところである。なお十世紀後半から十世紀は、東央政制によって諸国に設置された軍団が、八世紀末に廃止さる状態が生まれるが、これは中央政府による直接的な地方掌握といる。

このな話で下られて乱耳りはないできましなかっこうでのことでしかしこうした状況下で中央政権の存立の基礎となる武力、

後、前期院政時代を含めて、約三世紀の間の中央軍機能の在りか。この点について考察しなければならない。そこで十世紀以ち中央軍としての機能をもつ軍事力体制は成立していなかったその政権を守るべき軍事力は全く存在しなかったのか。すなわ

衛府、そして警察及び首都防衛の制として検非違使の制が存続まず十世紀段階についていえば、いわゆる親衛軍としての六

て見たい。

方について、時代を便宜的に大まかに一世紀ごとに分けて考え

例について若干の史料を掲げ、そこに見られる特徴を指摘しよ地方の叛乱や凶徒の蜂起を鎮定するために出動する場合の具体をもつ武力は、如何に構成・組織されたのであろうか。ここでしていたことは勿論である。しかし上述の狭義の中央軍の機能

〔史料一〕(史料は便宜上、年代順に配列する)

四年) 四年) 出五 襄書 承平四年七月廿六日条(九三

上下往来人物不通、勅以従四位下紀朝臣淑仁、補賊地伊与南海道賊船、千余艘、浮於海上、強取官物、殺害人命、仍b 『扶桑略記』 承平六年夏六月条(九三六年)

卅余人、束手進交名、五百余人悔過就刑、魁師小野氏寬、紀秋茂、津時成等、合国大介、令兼行海賊追捕事、賊徒開其寬仁泛愛之状、二千

#余人、東手進交名、

賜勅符於近江国、応徴発兵士百人、為討阿波国也、『日本紀略』 天慶三年八月廿二日条(九四〇年)

給勅符於国々、召兵師、又祈諸社、定所々警固使等、『日本紀略』 天慶三年八月廿七日条

衛門督朝忠朝臣、仰檢非違使令捜求、又令延光仰満仲、義右大将藤原朝臣奏云、近日人々曰故平将門男入京事、勅右d 『扶桑略記』 天徳四年十月二日条(九六〇年)

忠春実等、同令伺求者、

親朝臣、同賴信等、差遺出、又 六 衛 府 属寮各相分遺左右仍如旧被行已了、別召武者源満正朝臣、平維将朝臣、源頼中丼国々盗人搜例文進者、致貴朝臣奉仰還局、進件例文、中納言藤原顕光卿参著左仗座、召大外記致貴朝臣仰云、京(時)

左大臣於陣被定申雑事之中、伊勢国維衡致頼等合戦事、可- 『権記』 長徳四年十二月廿六日条(九九八年)

右の史料の中、まずa及びbの『扶桑略記』の記事は、とも門番長堪事之者可為使之由、四番長堪事之者可為使之由、四国司重可遣召維衡致頼之由宣下、即仰国平朝臣以左右衛

る。 すなわち、cの『日本紀略』天慶三年八月廿二日条は、 場合に追捕のための武力として、「諸国兵士」・「武蔵兵士」が 同時に伊予国司に補任されていることに注意したい。またa 追捕使に任命されたことを示す。そしてbの場合の紀淑仁は、 の際に夫々の国に対して勅符を下した事実を明らか に し て い 示し、また同年同月廿七日条は、廿二日条とともに、兵士徴発 を討伐するための武力として近江国から兵士を徴発したことを たかは、史料cと考え合わせれば、おのずから明らかであろう。 宛てられている。この「武蔵兵士」がどのようにして徴集され 阿波国 の

に海賊追捕に関することであり、それぞれ在原相安と紀淑仁が

力としては差遣の国とは関係なく、一定の国から徴発した「諸 捕使を任命し、ときにはこの追捕使に国司を兼任させ、 国兵士」と、「諸家兵士」とを動員した ものとしなければ なら cを総合して考えると、 その武

このa・b・

海賊追捕には、

まず追

る形態といえよう。(5) ことは当然であろうが、それ以外に、创源満仲以下三名、 満正ら四名の武者が「別に召されて」任務を与えられている。 に関するものである。この目的のために検非違使が用いられる これは中央における武力として、 次にd及びeの記事は、京中及び京周辺における特別の警備 「都の武者」が援用されてい (e) 源

> 力ー軍事力が徴用されていた事実を認め得るのである。 に属するものの他に、在京の有力者すなわち「都の武者」 にせよ十世紀末期に、その本来の親衛軍・警察軍としての官職 居たとすれば、その実質は有力な「都の武者」にほかならなか ある。番長程度の下級官人の中に、そのような「堪」事之者」が 務は、かなりの武力を持つ者でなければ容易に達成できぬ筈で 時武力において髙名な人物であるから、彼等を召し上ぐべき任 するものであるが、闘乱の当事者たる維衡・致頼は、ともに当(6) となっている。このfの史料は伊勢国における長徳の闘乱に関 罪人の召致のために衛門府の番長の中で、「堪事之者」が使者 員されたこと、 ったのではなかろうか。このことは推定の域を出ないが、 なお、この程度の犯人捜索などには六衛府や馬寮の官人も動 eの記事により明らかであるが、fの場合も犯 の武

側に立って、将門の叛乱を鎮めた武力は、国司・押領使などの 将門側も、貞盛・秀郷側も、私的な結合原理による伴類・従類 郷の手によって果されたが、ここに戦闘を繰りひろげた武力は る。この内乱の終熄は、同族の平貞盛及び下野国押領使藤原秀 本来的職権に基いて徴募されたもの、すなわち律令国家の権力 のほか、諸国から徴集した兵士の集団であった。しかし朝廷の るが、その実質は、地方豪族軍ともいうべき武力集団であった。 と機能の中にある軍制原理に則って結集されたという側面もあ なおこの世紀の中期には平将門の乱という大事件が起ってい

平定されたと見てよいであろう。また貞盛・秀郷らが行動を起従ってこの乱は、中央政府の命令権の下にある地方軍によって

応の内容を持つものと思われるが、この場合の武力の動員に原忠文の任命である。これらは単に形式的なものではなく、一原忠文の任命である。これらは単に形式的なものではなく、一原忠文の任命である。これらは単に形式的なものではなく、一次抵乱の鎮定に当らんとする動きもあった。すなわち天慶三年方叛乱の鎮定に当らんとする動きもあった。すなわち天慶三年方叛乱の鎮定に当らんとする動きもあった。

を徴募して、兵力を組織するという性質のものであった。するのでもない。彼はその使命に伴う権限によって諸国の兵士するのでもない。彼はその使命に伴う権限によって諸国の兵士の任命もあったが、この征東大将軍は、多数の私兵を率いて京の任命もあったが、この征東大将軍は、多数の私兵を率いて京の任命とが、この征東大将軍が働いているものと認めねばは、律令的政治機構における原理が働いているものと認めねばは、律令的政治機構における原理が働いているものと認めねば

成立していなかったものと判断せざるを得ない。れを総括するに、この時期にはいわゆる中央軍的組織は充分に以上、十世紀における支配権力の軍事体制を見て来たが、こ

三 忠常の乱及び前九年役の軍事力

の乱と、前九年・後三年の役があったので、主としてこれらのこの時代には二つの大規模な追討ないし鎮定、すなわち平忠常次に十一世紀における中央政府の軍事体制の検討に移るが、

ず関係史料を掲げる。 擾乱に際しての武力行為及び武力構成について考察したい。先

〔史料二〕

a 2 『左経記』 長元元年八月五日条

▶1 『小右記』 長元元年七月十日条(一○二八年) 為使直方幷諸国兵士等、三箇年被調三人物一塵不遺。

対捍輩、但被追討之後多以損亡之中、当国依為忠常住国

▶2 『小右記』 長元元年八月五日条(一○二八年)早朝維時朝臣持来追討使申請申文、

在大臣以下著仗座、定申下総国住人前上総介平忠常等事、c 1 『日本紀略』 長元元年六月廿一日条(一○二八年)由云々、見物上下馳馬飛車、会集如雲、臨暗少々分散云々、由云々、見物上下馳馬飛車、会集如雲、臨暗少々分散云々、年時出立、武所申、罷彼出立所見之者、亦見物車有数云々、午時出立、

元年六年廿一日に右衛門尉平直方と中原成道がこれに任らぜれ

まずa1により、朝廷において追討使の選定が行われ、

長元

探り出して見よう。

なる性格のものであったか、

などの問題を前掲の史料の中から

給官府等於東海、東山道、即遺檢非違使右衛門少尉平直方、少志中原成道等、征討之、

随兵二百余人、追討前上総介平忠常、今日右衛門少尉平朝臣直方、同少志中原成道、発向下総国c2 『日本紀略』 長元元年八月五日条(一〇二八年)

仰甲斐守源頼信、幷坂東諸国司等、可追討平忠常之状、依c3 『日本紀略』 長元三年九月二日(一〇三一年)

右衛門尉平直方無勲功、召還之、

ことは言うまでもない。しかし『日本紀略』のこの引用部分の物たるこよりも、a及びbの記事が史料的信憑性において勝るbは『中右記』そしてこは『日本紀略』の記事であるが、編纂bは『中右記』、忠常の乱に関する史料で、aは『左経記』、

機能を果したものは如何、忠常の追討に動員された武力は如何余り変化はなかった。そこでここでは、狭義の中央軍としての分にこの時代の軍事力の実態を知ることが出来ると思う。なおで、a・b・cそれぞれの史料を照合し合うことによって、充記事内容については、一般に疑問の無いところとされているの、記事内容については、一般に疑問の無いところとされているの、

り明らかである。

討使が八月五日に進発したことは、史料a2・b2・c2によ

あり、またそれならば、地方叛乱の鎮定を主目的とする中央軍らば、それが地方の場合でも、検非違使の発遣は当時の通例でらば、それが地方の場合でも、検非違使の発遣は当時の通例でた事実には若干の注意を要する。すなわち、一般の犯人追捕 ながともに検非違使(本来的職務から見れば警察的機能)であっ1)と追捕使(a2)の混用が見られ、また平直方・中原成道たことは明らかであろう。ところが『左経記』では追討使(aたことは明らかであろう。

く追討使に選任されたものと考えるべきである。そしてこの追く追討使に選任されたものと考えるべきである。そしてこの追めから事の重大性を認識していたと思われる。従って、ここ始めから事の重大性を認識していたと思われる。従って、ここ始めから事の重大性を認識していたと思われる。従って、ここ始めから事の重大性を認識していたと思われる。従って、ここらが小規模な犯人追捕事件ではなかった。中央政府としても、うな小規模な犯人追捕事件ではなかった。中央政府としても、うな小規模な犯人追討使に選任されたものと考えるべきである。そしてこの追しかした。

かしこの長元元年の追討使の場合に注目すべきことは、c2にであろう。このことは上述の十世紀の頃の例と同一である。し海・東山両道の諸国から兵士を徴募し、追討軍の武力としたの官符を東海・東山両道に発給したことが分る。おそ らく は 東官符を東海・東山両道に発給したことが分る。おそ らく は 東京のよ計庫の構成について考えると、まずa3に見える次にこの追討軍の構成について考えると、まずa3に見える

た「諸国兵士」とは別の武力集団であろう。またこの集団が、あろうし、追討軍の兵力として東海・東山道諸国から徴集されいることである。この随兵二百余人とは直方が直率したもので数」、「見物上下馳馬飛車、会集如雲」という状況が述べられて数」、「見物上下馳馬飛車、会集如雲」という状況が述べられてり、「見物上下馳馬飛車、会集如雲」という状況が述べられて表した事実と、見える如く、平直方が随兵二百余人を率いて発向した事実と、

かろうか。そして京都の人々は、そうした新奇な武力集団、そかろうか。そして京都の人々は、そうした新奇な武力集団、それち直方が資人を持ち得たとしても、その数は僅少で、到底これだけの数を率いる筈はない。また京都にまで諸国兵士を徴集した上で、これを集団として引率したということも考えられない。上で、これを集団として引率したということも考えられない。上で、これを集団として引率したということも考えられない。上で、これを集団として引率したということも考えられない。上で、これを集団としても、その数は僅少で、到底これだけの数を率いる筈はない。また京都にまで諸国兵士を徴集したいる。との構成することができたのではないる。との構成で諸家兵士」の範疇に属さないこともたしかである。その構成「諸家兵士」の範疇に属さないこともたしかである。その構成「諸家兵士」の範疇に属さないこともたしかである。その構成

をあげることなく、長元三年九月に源頼信と交替さ せら れ た国兵士」を加えた軍勢=兵力を以て現地に赴いたが、追討の実さてこうして追討使直方は、私的武力集団を率い、それに「諸これを見物したものと思う。

して新しい時代の先駆的な存在を、驚異の眼でながめ、競って

こともできよう。しかし甲斐守たる頼信ならびに坂東諸国司が武者」であるから、追討の成否は、単に両者の力量の差と見るれなかったからであるが、直方も頼信も、ともに当時有数の「都更は何を意味するであろうか。勿論、直方が追討の実をあげら更は何を意味するであろうか。勿論、直方が追討の実をあげら更は何を意味するであるが、直方も順信及び坂東諸国の国司(c3)。この時、あらためて甲斐守源頼信及び坂東諸国の国司

も、甲斐守頼信以下近隣国司の組織する軍事力、すなわち国司いう討伐軍形式に直方の私的武力を加えたところの軍事力よりなわち、関東を舞台とするこの叛乱の鎮定には、前時代から引改めて追討を命ぜられたことに注意すべきではなかろうか。す

軍事的中級貴族を、当該国の国司に任命するとともに追討使をれたは、いわゆる中央軍事貴族、換言すれば「都の武者」の最有代表されるのは、受領とはいえ武的器量を有するところの、源頼信にれるのは、受領とはいえ武的器量を有するところの、源頼信にれるのは、受領とはいえ武的器量を有するところの、源頼信にれるのは、、の国司=受領の組織化は未熟で、辺境の叛乱には、代には、いわゆる中央軍の組織化は未熟で、辺境の叛乱には、代には、いわゆる中央軍事貴族、換言すれば「都の武者」の最有には、いたのである。この時軍事力が、より有効なものとして重視されたのである。この時軍事力が、より有効なものとして重視されたのである。この時

このことは、十一世紀半ばに勃発した前九年の役における軍

兼任させるという方法をとったのであった。

軍(国司個人の私兵を含む)と地方豪族軍との協力体制による

府将軍の指揮下に実現せんとするものであった。 る国司軍と、陸奥及び隣接諸国の地方豪族軍の合体協力を鎮守 んとしたが、その軍事力の形態を見れば、陸奥守頼義の組織す 彼を鎮守府将軍兼陸奥守に任ずることによって、擾乱を鎮定せ 時すでに東国地方に武威をひげろていた源頼義である。政府は 選ばれたのは、先の忠常の乱で武名を揚げた頼信の嫡子で、 中央政府はその鎮圧のための将軍派遣を実施するが、その任に 事政策にも明瞭にあらわれる。奥州の安倍氏の叛乱に対して、

現在これによって、我々は頼義軍の実態をある程度解明するこ る性格のものかを考えるため、次に『陸奥話記』の中からこれ とが出来る。そこでまず頼義の軍を構成する武士たちが如何な この記録そのものもその信憑性に若干の疑点はあるが、 この兵乱の記録は『陸奥話記』のほか殆んど見られないし、 しかし

人戦具重畳蔽野、国内震懼、莫不響応、 将軍弥嗔、大発軍兵、坂東猛士雲集雨来、 歩騎数万、 輜

に関連するものを抄出して置く。

〔史料三〕 (『陸奥話記』)

是時官軍中有散位佐伯経範者、相模国人也、将軍厚遇之、 「将軍之親兵」 藤原景通、 同景季、散位和気致輔、 紀為

とは容易に想像される。

「将軍腹心」 藤原茂頼

因效召::五陣軍士、平真平、

菅原行基、

源真清、

刑部于

富 紀季武、安部師方等一、合加攻之、皆是将軍麾下坂東精兵 原朝臣時経、丸子宿弥弘政、藤原光貞、佐伯元方、平経貞、 大原信助、 清原貞廉、藤原兼成、 橘孝忠、 源親季、 藤

来之実、当国人民悉越他国、不従兵役、(中略)云々、(中 同年十二月国解日、諸国兵粮兵士、雖有徴発之名、 入万死忘一生,

無到

この〔史料三〕のeによれば、この兵乱鎮定に際しても諸国 略)諸国軍兵兵粮亦以不来、

となる。軍兵の地域的限定とは、「坂東猛士」、「坂東精兵」(c 軍兵には、おのずから地域的限定と質的限定が加えられたこと は、諸国軍兵兵粮が到来しなかった。そこで将軍頼義の率い から兵士及び兵粮を徴発したことは確かである。しかし実際に

この国の在地武士と年来の主従的関係や門客的関係があったこ 恐らくは相模国の武士である。 相模国人であり、また史料でに見える藤原景通・同景季らも、 は豪族軍)に限られたということである。史料りの佐伯経範が かつて相模守であった頼義と、

が、ここでは中央から発遣された政府軍の主体としての頼義軍 に限って、その構成を見ると、まず史料dの「五陣軍士」たる 力の大きさから言えば、 頼義直属軍よりはるかに勝れ て い た またこの戦いでは出羽の豪族清原氏が頼義に協力し、 その兵

坂東精兵であるが、これは、bの佐伯経範の如く相模国人であ方の在地武士があったとも考えられる。次に「将軍麾下」たる下の在地武士があったと見て誤りない。しかしこれらの親兵のち。そして彼等の中で特別に頼義に近待したものが「将軍腹心」う。そして彼等の中で特別に頼義に近待したものが「将軍腹心」か。「将軍之親兵」といわれる藤原景通以下は、将軍の親衛隊い。「将軍之親兵」といわれる藤原景通以下は、将軍の親衛隊

の、従って戦時において頼義との私的関係によって従軍した者と、頼義が鎮守府将軍として、また追討の官符を賜った立場から行軍の産工に集まればより正確な結論も出せると見られるが、その作業におが分ればより正確な結論も出せると見られるが、その作業は容易でなく、今のところ殆んど不明のままに保留せざるを得は容易でなく、今のところ殆んど不明のままに保留せざるを得けるが、従って戦時において頼義との私的関係によって従軍した者の、従って戦時において頼義との私的関係によって従軍した者の、従って戦時において頼義との私的関係によって従軍した者の、従って戦時において頼義との私的関係によって従軍した者の、

り、頼義が日頃からこれを厚遇していたという門客的立場のも

種々の要因によって集められた東国地方の武士集国があったこには、或いは官符により、或いは頼義の個人的声望によるなど、い郎等的存在によって構成される「親兵」があり、その周縁部ともあれ、将軍頼義が組織した軍兵は、中心に私的関係の強

ろの、私的な武力結集の原理も認められるのである。生きていたし、同時に新興武士の社会においてはたらいたとことになる。そこには従来からの律令制的な軍事力組織の原理も

「将軍麾下」と史料cの「将軍之親兵」・「将軍腹心」に注意した

心に、主として地方軍の力に依存する形態と見るべきであろう。の在地武土団であった。その在地武土団をあい、前九年の役は、たの子義家の下で、源家の譜氏の従者に転化し、私的主従関係の在地武土団であった。その在地武土の多くは、やがて頼義やの在地武土団であった。その在地武土の多くは、やがて頼義やの在地武土団であった。その在地武土の多くは、やがて頼義やの在地武土団であった。その直率する武力集団を率いてしかしこの段階でも頼義は、その直率する武力集団を率いてしかしこの段階でも頼義は、その直率する武力集団を率いて

豪族軍〕ということになる。

得る軍事力は、〔追捕使+諸国兵士〕あるいは〔国司軍+地方るが、これを簡単に表現すれば、この時代の政治権力が組織し活躍した痕跡は認められない。以上が大体十一世紀の実情であ扳乱鎮定であって、そこには狭義の「中央軍」が存在し、また

前期院政の軍事力

四

時代といわれる十二世紀半ばに至るまで、院を中心とする中央十一世紀末に近く院政が成立してから、いわゆる前期院政の

これは奥羽という辺境地帯という条件もあるが、地方軍による

題となる。 政権の軍事力には、如何なる変化が見られるか、これが次の問

次の如き史料がある。

次の如き史料がある。

次の如き史料がある。

次の如き史料がある。

次の如き史料がある。

次の如き史料がある。

次の如き史料がある。

多米里

a 2 『中右記』 天仁元年正月廿九日条(一一〇八年)向出雲、切悪人源義親首丼従類五人首了、来月上旬可上洛、頭為房仰云、因幡守平正盛従国申上云、為追討使今月六日罷a 1 『中右記』 天仁元年正月十九日条(一一〇八年)

土、令因幡守正盛追討之由、被下宣旨了、 道、(中略)義親者、(中略)依如此悪事、催近境国々兵 人騎馬相具、次郎等百人、郎従百人許、剱戟耀日、弓馬連 歩兵着甲胄者四五十人許相従、次但馬守正盛、次男降人一 歩日但馬守正盛随身源義親首入洛、(中略) 其左右取打物、

夜前従台嶺所下向之大衆等、舁日吉神輿発向西坂下、神人

『中右記』 天仁元年四月一日条(一一〇八年)

数十町間人馬相満云々、河原及松前辺、引陣給党相守不入、玄甲連道、白刄映日、河原及松前辺、引陣給党相守不入、玄甲連道、白刄映日、源氏、平氏、天下弓兵之士、武勇之雅数万人、従法成寺東衆徒数千人群集、爰又為相禦、公家所指遣之検非遠使、幷

追捕宣旨、遣郎従搦得云々、略)随兵百人、多是西海南海名士也、(中略)依之正盛蒙略)随兵百人、多是西海南海名士也、(中略)依之正盛蒙略)随兵百人、多是西海南海名士也、(中略)依之正盛蒙略),遣秋記』 元永二年十二月廿七日条(一一一九年)

今日備前守正盛、切進鎮西犯人首云々、但正盛不具、以郎c2 『中右記』 元永二年十二月廿七日条(一一一九年)

等進、於六条末河原、検非違使受取

哉、諸卿多、忠盛西海有々勢之聞、被発遣尤有便歟、仰云、追罰使可然者、忠盛朝臣、源為義、此両人可遣何人停滞、公家不加重制、濫觴不可絶、其事可定申、(中略)頭弁仰云、海賊事、不憚制符、弥以蜂起、依是海路済物併 d1 『長秋記』 保延元年四月八日条(一一三五年)

非違使為裘等、可追討由被仰下、何事之在哉、以蔵人弁資召進由可被仰者、人々同之、予申云、備前守忠盛朝臣、検申者、顕頫発語云、海賊首所々庄々住人者、被仰本所、被雖給宣旨於国司等、干今不叶、何様可行哉、人々相識可被雖給宣旨於国司等、干今不叶、何様可行哉、人々相識可被與下被仰云、近日海賊競発、上下船不通、仍可追討之由、

者、仍被下件旨宜旨了、且為備前国司可有便宜也、早可追討由被仰下忠盛朝臣可宜且為備前国司可有便宜也、早可追討由被仰下忠盛朝臣可宜被麥院、仰云、造為義者、路次国々自滅亡歟、忠盛朝臣

e 『長秋記』 保延元年八月十九日条(一一三五年)

近安、元方、於河原請取三十人也、於残自閑路渡是、天下忠盛朝臣虜海賊七十人、渡検非違使、盛道、資遠、季則、

人皆見物、日高禅師為賊首、此中多是非賊、只以非忠盛家

人者、号賊虜進云々、

り、その内容についての詳述は不必要であろう。そこで、これり、その内容についての詳述は不必要であろう。そこで、これ都に帰った時の記事である。これらは何れも周知の 史料 であわち肥前藤津庄の平直澄追捕を果した平正盛に関するもの、史わち肥前藤津庄の平直澄追捕を果した平正盛に関するもの、史わち肥前藤津庄の平直澄追捕を果した平正盛に関するもの、史わち肥前藤津庄の平直澄追捕を果した平正盛に関するもの、史わち肥前藤津庄の平直澄追捕を果した平正盛に関する史料、 bは追右の中、aは平正盛による源義親追討に関する史料、bは追右の中、aは平正盛による源義親追討に関する史料、bは追

国で国家権力に叛逆し濫暴を働いた義親の追討を、平正盛が命武力が期待されていたらしい事実である。alによると、出雲力の特徴を探ることとしたい。り、その内容についての詳述は不必要であろう。そこで、これり、その内容についての詳述は不必要であろう。そこで、これり、その内容についての詳述は不必要であろう。

は、辺境の軍事行動にその近隣諸国の受領の武力=国司軍を起討途次の国の受領に追討軍の組織を期待している。これらからは河にの格別の引級によると見られる面もある。このことは否正河にの格別の引級によると見られる面もある。このことは否正のなが残る。従来から指摘される通り、正盛の追討使任命は、無いのでのである。または、近境の事事行動にその近隣諸国の国守であったことをその一つの理由とする雲国に近い因幡国の国守であったことをその一つの理由とする

ぜられたのは、単にその有する武力の故ばかりでなく、彼が出

武士が衛府の官人・検非違使に任命されていた事実とを指適で団が「都の武者」の統領の支配下に成立し、むしろその統領的職的な親衛軍組織とは別に、随時動員することの出来る武力集その官職とは関係なく追討使に任命され得た事実と、すでに官第二に、親衛軍たるべき検非違使や北面武士である人物が、

用せんとする伝統的思考が窺われるのである。

従百人許」とあり、またc1には「西海南海名士」たる随兵百第三にa2では正盛が凱旋したときに率いた「郎等百人、郎者」の武力集団がかなり多数存在していたことを示している。されている点は注意すべきであろう。この記事はまた「都の武

人が、正盛の遺した郎等に従っていること、さらにdlに忠盛

号馬之士、武勇之輩」が、検非違使と並んで、ことさらに記載

きるであろう(b及びd)。とくにbにおいて、「源氏平氏、天下

たちが西海・南海の在地武士たちであり、 を二百人ほど随えて、軍事的行動をしていた事実と、その武士 い。平氏の正盛・忠盛父子は、つねに私的従者たる郎等・郎従 は西海において「有勢之聞」があったとしている点に注意した また忠盛が西国方面

に勢力をもっていた情況が分るのである。

の機能を持ったものと考えねばならない。 に従う時、それは公的軍事力となる。この段階で彼等は中央軍 集団の長が、宣旨・院宣をうけて、この武力集団を率いて追討 に随時用いられたことの意味は大きい。すなわちこの私的武力 た武力集団が、追討の宣旨や院宣によって、 第四に、この平氏の私兵を内容として正盛・忠盛に率いられ 地方の擾乱の鎮圧

緞的な軍事制度として、親衛軍と並置される如き、明確な官職 が公的軍制にとりいれられるという実績ができたのである。組 郎等・郎従の集団であった。院政期にはこうした「都の武者」 都にあって、棟梁たる「都の武者」に随従している武士集団、 うが、追討軍の主体、あるいはその中核をなすものは、 この場合に国司としての諸国兵士の組織力も重要な要素となろ 公的軍事力として活用されるに至ったことが明らかとなろう。 には、平氏の私兵集団すなわち平氏武士団は、中央軍としての を伴う中央軍制が出来たとえ言えないが、事実上の中央軍体制 以上の諸点を総合して、遅くとも鳥羽院政下の平忠盛の場合 常時、

能なのである。

承の内乱における平氏軍を中心とする追討使・追討軍の構造分 「地方豪族軍」の協方を必要とする。そのことは後の時期の、治 この中央軍機能は、 「私兵軍団」単独では 力不足であり、 さらに「諸国兵士」・ さらに大規模な戦いが要請される時、

そ

都武者の武士 団

77

中央軍的機能を付与される「都の武者」の武力集団は、たし

析によって明らかにされるであろう。

児でもあり、都の人々の驚異のまとでもあった。従って彼等は き中央軍的機能をもつ武力集団の体制の生長を見出すことも可 反応の底に、新しい軍事力体制、すなわち国家権力を擁護すべ 上にこのような京都の人々の熱狂の様を探り、その都の上下の その凱旋には異常なほどの熱狂を示した。従って我々は史料の この新しい武力集団が京都を進発するとき競って見物し、また かに新しい形式の軍事力であった。それは或る意味で時代の寵

の入京を迎えている。すなわち、 し都の人々は、それにも拘わらず熱狂して正盛とその郎等たち ら種々の疑いをもっていたことは周知のところであろう。 上述の平正盛の義親追討の成果について、世人はその当時か しか

見物上下車馬夾道、凡京中男女盈満道路、人々如狂、(9)

は認められるのである。

という状態を示したのである。

前掲史料4のeに見える如く、「天下人皆見物」という情況をの場合には、捕虜の賊を珍しがったこともあったであろうが、また海賊討伐から帰り、多数の賊徒を護送して入洛した忠盛

の義綱以下の様子は、

白双向日耀、 義綱朝臣(中略)乗黒馬額白、郎等二百人許玄甲与雲連、

人々走車馬遮道路、又以見物、或折車軸、或飛烏帽、といった偉容を示し、見物者たちについては、

年たらずの頃であるが、すでに都の有力な軍事貴族は、このよ合と全く軌を一にする。嘉保元年といえば白河院政開始後、士といった狂乱ぶりであったという。この様子は、後の正盛の場及恥辱、 (12)

となっていたのである。

うな私的武力集団を率いて居た。

それは約半世紀後の平忠盛の

いたものといえよう。 武力に代表される如き、中央軍的私兵集団の先駆形態を示して

こことは言うというにいる。・平治の乱以前には、必ずしも平氏の独占するところでなかっ・平治の乱以前には、必ずしも平氏の独占するところでなかった。

上述史料四のdに見られる如く、忠盛と対抗した源為義もまたことは言うまでもない。

し、院当局の動向一つで、中央軍的機能を発揮し得るものである。オース計算の工具を「個人力」、オンプ別自立工程でお

ったのである。

団はまさに鳥羽院が確立した中央政権の基礎となる中央軍事力中央軍の主体となっていたことは言うまでもない。彼等の武士武士団が、この場合の天皇方すなわち中央政治権力の軍事力=した武力、すなわち平清盛・源義朝・源義康以下が率いる単位した武力、すなわち平清盛・源義朝・源義康以下が率いる単位

めの傭兵集団とも呼ぶべきものであろう。

平治の乱ののち、平清盛が中央軍の機能を一手に引受ける状

ったことは勿論である。

の軍事力の中核に、平氏の私的武士団が拡大しながら武威を誇武士団的軍事力を集中的に統轄する立場に立ったのである。そ態となる。彼が傭兵集団を統一し、その最高統卒者となって、

なお彼は平治の乱の約一年後、

応保元

六 おわりに

この武力集団は、その機能上からいえば、中央軍を構成するたら、地方鎮圧軍に充てられたが、大空間の際にはその中央軍的機能を果す軍事力は、既に十一世紀末頃からその実態を見せはじめ、はじめは受領の組織する国司軍の形態をとりながら、地方鎮圧軍に充てられたが、内容構成は、ほとんど受領たら、地方鎮圧軍に充てられたが、内容構成は、ほとんど受領たら、地方鎮圧軍に充てられたが、内容構成は、ほとんど受領たら、地方鎮圧軍に充てられたが、内容構成は、ほとんど受領たら、地方鎮圧軍に充てられたが、内容構成は、ほとんど受領たる軍事貴族の私的武士団の様相を示すようになった。こうしてを政政権の下に中央軍的実態が成立するが、はじめはその中央院政政権の下に中央軍的実態が成立するが、はじめはその中央に対域を表する。そうした中央軍的構成も、いくつかの武士団、すなわち「都の武者」集団を表する。

指揮下に入れた。年正月には検非違使別当となって、形式的には首都警察軍をも

央軍制の独占的掌握者が敢行したところの、武力による政権奪する。すなわち清盛による治承三年十一月のクーデターは、中院政の主権者後白河法皇の政治権力を奪うまでの権力者に成長こうして強力な中央軍事力の担い手となった清盛は、やがて

全なる集権的統一国家の成立期と見なさるべきではないかと考る十二世紀前半、すなわち院政確立期こそが、日本における完要条件であると前提するとき、現実に中央軍制の実態が見られ要条件であると前提するとき、現実に中央軍制の実態が見られとする中央軍制の確立が、中央集権的統一国家存立のための重となる集権的統一国家存立のための重となる集権的統一国家の成立期と見なさるべきではないかと考している。

(1) 戸田芳実「中世成立期の国家と農民」(『日本史研究』九七号)。

えられるのである。

「院政政権の軍事的編成」(『史林』五五―三号)、「平安時代中央軍横手雅敬「主従結合と鎌倉幕府」(『法制史研究』二〇号)。井上満郎民衆』所収)、「国衛軍制の研究序説」(『法制史研究』二〇号)。井上満郎民衆』所収)、「国衛軍制」(『法制史研究』二〇号)。戸田芳実「国二号)、「院政期の国衙軍制」(『法制史研究』二〇号)。戸田芳実「国二号)、「『史学雑誌』七八――(2) 石井進「中世成立期軍制研究の一視角」(『史学雑誌』七八――

制の素描」(『奈良大学紀要』二号)。

- れ、その中央軍制には、王の親衛隊(殿揚軍・竜虎軍)、簪祭軍(金代、軍制が最も整備された段階で考えると、中央軍と地方軍は別置さ史研究』及び『韓国史新論』によれば、高麗の文臣貴族 政 権の 時の 高麗の軍制については知識も乏しいが、李基白氏の『高麗兵制
- れていた高麗と、四囲が海で、外敵・異民族の襲寇の可能性が少なは合計三万余)したという。また崔氏武人政権の武力組織においても親衛軍たる都房とは別個に、通常の警察及び戦闘に任ずる三別抄も親衛隊・警察軍・守備防衛軍)と地方軍の制が成立していたもの(親衛隊・警察軍・守備防衛軍)と地方軍の制が成立していたものに任ずる中央軍事力が整備されていた。この高麗軍制の場合は、中央軍なる中央軍事力が整備されていた。この高麗軍制の場合は、中央軍なる中央軍事力が整備されていた。この高麗軍制の場合は、中央軍なる中央軍として、左右衛・神虎衛・興威衛などが存在(員数といえよう。但しその国が海で、外敵・異民族の襲寇の可能性が少なといえよう。
- (4) 「諸家兵士」はいうまでもなう。 (4) 「諸家兵士」はいうまでもなく、貴族の武力としての帳内・館荘園などをその供給源とする。その実態を考えれば、この時代以館荘園などをその供給源とする。その実態を考えれば、この時代以を保持する形式は、律令制の下での古代貴族の武力であり、地方の所い日本の場合とを、単純に比較することは誤りであろう。
- 説化していると思う。大江匡房の「続本朝往生伝」(『群書類従、伝ていたが、その出自は下級貴族に他ならなかったことは、殆んど定と、彼等は武技という一つの技能の故に、その存在価値を認められら、「武土」「武勇之士」と呼ばれた一群の人々が存在したこの時代(十世紀後半)に、都において特別な武力保持者と認

められていた。 のいれていた。 で見える如く、頼親・頼信などは、父の満仲に劣らぬ「武士」と認に見える如く、頼親・頼信などは、父の満仲に劣らぬ「武士」と認い記事に見えるが、その他にも、本文に引用した『本朝世紀』の記事に見るが、 一条天皇の時代にかけて、「武士則満仲、満正、維衝、政頼、

- (7) 『日本紀略』天慶三年一月一日条及び同月十九日条。

(8) この藤原景通らについては、拙稿「古代末期における関東武士

- (9) 『中右記』天仁元年正月廿九日条。 団」(『日本封建制成立の諸前提』所収)において考察した。
- (10) 同右、嘉保元年三月八日条。
- (11) 『台記』久寿二年十月十三日条。
- 置ではなかろうか。なお清盛の検非違使別当は応保二年九月まで。 置ではなかろうか。なお清盛の検非違使別当は、殺白河院及び これと協調的立場にあった清盛自身が、はじめからその実現を希望 これと協調的立場にあった清盛自身が、はじめからその実現を希望 これと協調的立場にあった清盛自身が、はじめからその実現を希望 これと協調的立場にあった清盛自身が、はじめからその実現を希望 これと協調的立場にあった清盛自身が、はじめからその実現を希望 これと協調的立場にあった清盛の検非違使別当は、後自河院及び これと協調的立場にあった清盛の検非違使別当は、後自河院及び されるところであったと思われる。実定及び公光の兼官は、親政派の 世方から直接にこれを奪い取るという形を避けるための、政策的指して解するところであったと思われる。実定及び公光の歌目で表現した政治を表現した。